

多にして執行方法の煩瑣なりしこと殆んど前代に其比を見ず。も  
 ちより江戸幕府が追放刑を設けたりしは、主として前代の遺法を  
 繼承したるものなれば、慶元假武以來平和打續きて、社會の面目  
 ために一新するに共に、此刑の如き、前代の遺法を以て律し難き  
 ものあるに至れり。されば前に將軍吉宗、中頃に松平定信、最後  
 に水野忠邦出で、各々追放刑罰の不適當なるを認めて、これが改廢  
 を圖れり。殊に水野老中は此刑の改廢につきて最も考慮し、天保十  
 二年評議所に命じて、追放刑に代るべき適當なる刑の有無を審議  
 せしめ、而も評定所の答申が追放刑の存廢に傾くや、更に評定所の  
 再評議に附し、又各自其意見を進達せしめ大いに考究する所たり。  
 然るに天保十四年閏九月忠邦其職を罷められしを以て、此議も中  
 止せられ、追放刑も亦御定書の規定の如くに復舊せられたり。  
 抑も追放刑の存廢が江戸幕府の當局に考量せられしこと一再に止  
 らず、且つ討議の委曲を盡せるは、刑法の秘密主義を取れる當時  
 に於いて異數の事と云ふべし。追放刑の廢止論者は法律上、經濟  
 上の原因より適當なる換刑を求めしにて、此主張に添ふべき換刑  
 としては犯人を其本國に於ける一定の場所に拘留し、これに勞役  
 を強制する一種の勞役場たる寄場を以て唯一のものとして考慮せり。  
 追放刑維持論者は御定書の尊重、追放刑の必要、追放刑の階級的  
 制裁としての必要、刑罰權の基礎に於ける脅嚇主義、等を以て其

論據とせり。

思ふに追放刑は江戸時代に於いて尙ほ刑罰として相當の實効を擧  
 げ得べかりしのみならず御定書に嚴として載せられ、これを改廢  
 するに極めて困難の事情にあると共に幕府の立法、司法の當局  
 の多くも、主義上、實行上、これが誠意に缺きしを以て追放刑の  
 惡結果はこれを認めつゝも江戸幕府一代遂に其改廢を見ずして終  
 りりと云ふべし。(魚澄)

支那近代の戸口に就て 文學博士 内藤虎次郎

經濟論叢第三卷第一・二號(大正五年七・八月發行)に掲載されたる  
 ものなり。支那近世の制度は明清兩朝を通じて粗同一なり、明太  
 祖洪武三年戸部に詔して戸籍を造らしめしも、當時戸口の調査は  
 單に民數を知らんとするに非ずして寧ろ賦役の必要より出づ。洪  
 武十四年同廿四年に詔して賦役冊を造りしも弊害は續出し、其後  
 十段錦、一條鞭の法生じ萬曆以後一般に通行され明初に比して其  
 徵稅法を簡易に、且平均せしめたり、洪武廿六年には人口六千五  
 十四萬餘、萬曆六年には六千六十九萬餘なりと言へり。清初賦役  
 の法は皆萬曆一條鞭の制にして、たゞ戸口調査のため編審の制を  
 立て主として丁數を増さんとす。されど康熙年間に於ける、編審の  
 弊は黃六鴻の福惠全書にも載する所あり其目的たる人丁の實數は  
 到底知られず、其結果は順治以來康熙に至る人口數に表はれ、英明

京都帝國大學卒業證書授與式及  
史學科卒業生

京都帝國大學に於ては去七月十三日卒業證書授與式を舉行し各科卒業生四百十三名に卒業證書を授與したりしが、當日は御名代宮眞愛親王殿下御臨場あらせられ、又侍從石山基陽氏より優等卒業生八名に恩賜品を授與せられたり。當文科大學史學科にては會員今村孝三氏(國史學專攻)、「宮尊徳の學說及び事業」と題する論文を提出し、優秀の成績を以て卒業せられたり。因に會員史學科學生古田良一氏は同日を以て次學年特待學生に選定せられたり。

台覽品及其說明

去七月十三日京都帝國大學卒業證書授與式に際し、御名代宮殿下の台覽に供したるもの、目錄及說明書左の如し。

一 觀音寺文書

近江國栗太郡觀音寺藏

觀音寺は秦河勝の開基と傳ふる古刹なるが後天台宗となり織田信長の墓後當時の住持賢珍筆豐臣秀吉に力説して山門再興の補助を求め秀吉其意氣に感じて錢壹萬貫を寄附せり(豐臣秀吉山門再興奉加帳)。これより賢珍は秀吉に用ゐられて近江に於ける秀吉直轄地の代官となれり。當時秀吉が賢珍に宛てたる金子請取狀には「け

なる康熙帝は其間の隱情を洞破し康熙五十一・二年に兩詔を下し人口の實數を知らんとする新方鍼を指示したれども人口の増加著しからず(同五十二年二千四百六十二萬餘、雍正二年二千四百八十五萬餘)。乾隆五年、更に保甲の簡に據り戶口の實數を知らんとし編審法は全く空文となり、所謂丁地に隨て起るの法にして此稅制の變革は全く編審の制を無意義ならしめ乾隆三十七年六月の上諭により同制は全然廢され、單に保甲の報告によりて民數を知る事となり乾隆六年の一億四千三百三十一萬餘は漸次増加し同廿九年には二億五百五十九萬餘となりしも帝は更に四十年、二上諭を下して地方官に正確なる報告を督勵され五十七年には三億七百四十六萬餘に達し頗る得意なりしが如く、帝の目的は戶口の繁庶を示し百代に誇耀せんとするにありて自己の希望數に達したる以上敢て督勵せられざりしなり。其後咸豐元年には四億三千二百十六萬餘に上り更に多少の減少を來し光緒十三年には優に四億萬を越ゆべし。支那に於ける人口論には其過剩を患ふるマルサス主義の如きもの殆んどなし、や、類似の議論は李拔の所論乾隆帝五十八年の上諭なりとて本稿を結ぶ。(中村)